**老人福祉法に基づく届出について（総合事業）**

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）において、国及び都道府県以外のものが「老人居宅生活支援事業」に該当するサービスを行う場合、老人福祉法に基づき、八郎潟町へ届出をする必要があります。

　総合事業では、第一号訪問事業（現行の介護予防訪問介護相当事業に限る）、第一号通所事業（現行の介護予防通所介護相当事業に限る）が「老人居宅生活支援事業」に該当となります。

１　介護保険法と老人福祉法

　介護保険法における総合事業の事業名と老人福祉法における事業名は次のような関係になっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険法上の事業名 | 老人福祉法上の事業名 |
| 第一号訪問事業 | 老人居宅介護等事業 |
| 第一号通所事業 | 老人デイサービス事業 |

２　届出が必要な事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 老人居宅介護等事業 | 老人デイサービス事業 | 届出期限 |
| 事業を開始するとき | 別紙１ | ○ | 　　　　○（※３） | 事前 |
| 別紙４ | × | ○ |
| 届出内容を変更するとき | 別紙２ | ○ | 　　　　○（※３） | 変更日から1カ月以内 |
| 別紙５ | × | ○ |
| 事業を廃止又は休止するとき | 別紙３ | ○ | 　　　　○（※３） | 廃止又は休止日から1カ月前まで |
| 別紙６ | × | ○ |

※１　総合事業に基づく事業所指定申請と同時に申請する場合で、添付書類内容が重複するときは、当該添付書類を省略できます。

※２　変更届（別紙２、別紙５）は変更内容に応じた書類を添付してください。

※３　第一号通所事業のサービスに使用する主要な部分（食堂・浴室等）を、特別養護老人ホームなど併設している施設と共用する場合のみ必要です。